

【お知らせ】2020年度からの防災評定委員会運営体制について

先月のメールマガジンVol.8にてご案内した「**防災計画評定委員会の月2回開催**」について、来月4月より正式に運用開始することになりましたので、改めてその概要をご紹介します。新たに追加する委員会(以降は小規模共同住宅委員会と呼称)は、原則毎月前半に開催を予定しており、かつ設計者様の委員会への出席が原則不要となります。ただし、この委員会が審査対象とする案件は「**防災上の問題が少ない小規模な共同住宅**」のみとします(審査対象とする案件の条件については下記※1部分をご確認ください)。ご質問等がございましたら下記の電話番号もしくはE-mailまでご連絡を頂けますと幸いです。今後も皆様のご要望にお応えできるよう改善を行ってまいりますので、引き続き当法人をご愛顧頂きますよう宜しくお願いします。

○小規模共同住宅委員会

⇒2020年5月より追加する委員会(毎月前半に開催)

◆防災上の問題が少ない小規模共同住宅のみが審査対象

[参考]:昨年度に当法人で評定取得した共同住宅のうち、約50%が審査対象に該当

※1:小規模共同住宅委員会審査対象とする条件

- ①主要用途が共同住宅であること(民泊は除く)
- ②小規模な物件であること
- ③避難経路の安全性が十分に確保された計画であること
- ④消防活動に配慮された計画であること

(条件の詳細については、事務局までお問合せください)

○本委員会

⇒従来より開催されてきた既存の委員会(毎月後半に開催)

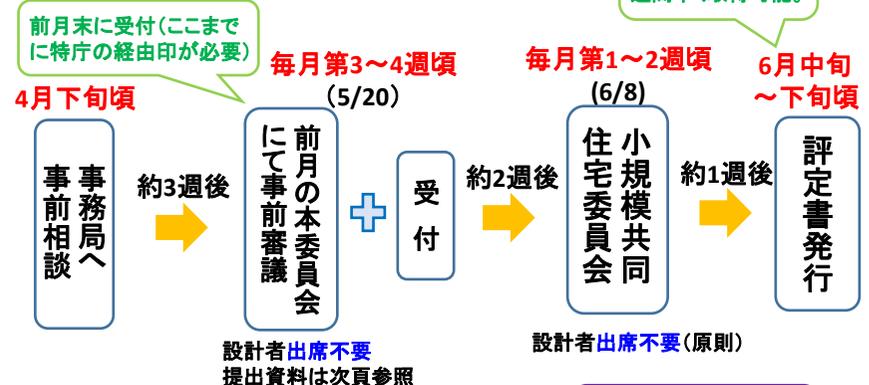
◆用途・規模に関わらず、全ての案件が審査対象

<委員会スケジュール>

		4月	5月	6月	7月
防災計画評定委員会	小規模共同住宅委員会	-	7	8	6
	本委員会	15	20	17	未定

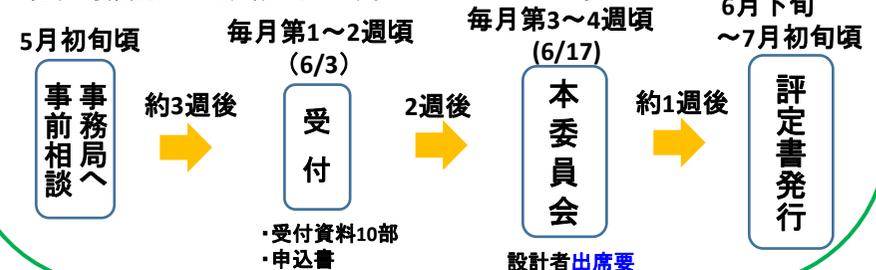
<小規模共同住宅委員会フロー※2>

・日付は6/8小規模共同住宅委員会にて審議する場合で例示
※2: 詳細なフローは次頁に記載



<本委員会フロー>

・日付は6/17本委員会にて審議する場合で例示
・従来の委員会フローと同様のものです。



小規模共同住宅委員会審査フロー（詳細）

<小規模共同住宅委員会審査フロー（詳細）>

